

ふとう さべつてきとりあつかい
不当な差別的取扱いとは？

せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ せいげん じょうけん つ
◎正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり制限したり条件を付けたり
こうい い
する行為を言います。

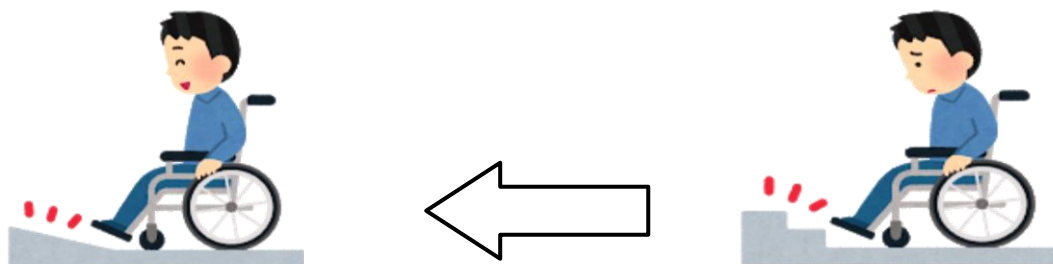


こうりてきはいりよ ていきょう
合理的配慮(の提供)とは？

しょうがい かた なん はいりよ もと ばあい ふたん はんい しゃかい なか
◎障害のある方から何らかの配慮を求められた場合に負担になりすぎない範囲で社会の中に
あるバリアを取り除くため必要で合理的な配慮を行うことを言います。負担が大きく配慮で
きない場合は当事者に丁寧に説明し、理解を得るよう伝えなければいけません。

よ あ てんじ ちゃうもん こま
例えば…メニューの読み上げや点字メニューのおかげで注文に困ることがありませんでした。

でい ぐち はい
出入口にスロープがあったのでスムーズに入ることができました。



くわ せつめい じりつしえんぎょうぎかい らん
※詳しい説明は自立支援協議会のホームページをご覧ください。

<http://138-jiritsu.com/2019/01/23/syougaisyasabetukaisyou/>